

# 2015年2月資本市場諮問委員会(CMAC)出席報告

みずほ証券株式会社  
経営調査部・上級研究員  
熊谷五郎

## I. はじめに

2015年2月27日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee、以下 CMAC) が開催された。

CMAC は、世界各国の財務諸表ユーザーの意見を IASB に対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) が IFRS 財団の正式な組織であるのに対して、CMAC は作成者の組織である世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum、以下 GPF) と並んで、IASB や IFRS 財団とは独立した IASB 議長の諮問機関という位置づけとなっている。CMAC の会議は年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は GPF との共同開催である。

IFRS-AC が戦略的かつハイレベルな論点に関して IASB や IFRS 財団トラスティにアドバイスを行うのに対して、CMAC や GPF は財務諸表ユーザーや作成者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASB に対してインプットを提供している。

図表1 2015年2月27日開催 IASB 資本市場諮問委員会 (CMAC) 議事一覧

番号	日時	議事
1	9:30-10:15	EFRAG 討議資料：個別財務諸表
2	10:15-10:45	IAS 第29号ハイパーインフレーション経済における財務報告
3	11:00-12:00	法人所得税
4	12:00-12:45	会計方針と見積もりの変更に伴う情報ニーズ
5	13:45-14:45	開示イニシアチブ：IAS 第7号への修正「負債の調整表」
6	14:45-15:30	開示イニシアチブ：プロジェクト・アップデート
7	15:30-15:45	前回 CMAC のフォローアップ
8	16:00-17:00	非公開セッション

出所：IASB

27日の会議の議題は図表1の通りである。以下本稿では、その概要を報告する。

議事内容に係わる配布資料は、以下のサイトで取得可能。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-February-2015.aspx>

## II. 2015年2月開催 CMAC・議事概要

### 1. EFRAG 討議資料：個別財務諸表

#### 【論点と背景】

欧州では、子会社/投資先の IFRS 準拠個別財務諸表の利用が進んでいる。しかし、IFRS は基本的に連結財務諸表の作成を前提としており、個別財務諸表作成に関してあるべき要件が欠如している場合がある。そのために、個別財務諸表の作成者、利用者の双方から懸念が表明されている。こうした懸念に対処するために、2014年、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) より討

議資料（DP）が公表された。本セッションでは、個別財務諸表の役割と個別財務諸表利用者から見た時の実務上の課題について討議した。

### 【CMACにおける議論】

今回の CMAC では、個別財務諸表の主要な利用者として、銀行や取引相手（債権者）が特定された。これらの利用者にとっては、単体（legal entity）ベースで、保有するリソース、あるいは債務に関する情報が必要になることが多い。

一方、エクイティ投資家は「投資の意思決定に当たって、通常は連結財務諸表のみを利用するが、補足情報として個別財務諸表の情報を利用することもある。」というのが多数意見であった。特に個社レベルでの利用可能なキャッシュ、配当可能利益、劣後債等債務に関する取り決め、グループ内の保証その他の支援に関する取り決めの情報は、エクイティ投資家にとっても有用である。

利用者にとっての個別財務諸表の価値、また個別財務諸表と連結財務諸表との会計処理の差は、「親会社説」と「経済的単一体説」という企業に対する異なる見解を反映しているのではないかという指摘があった。しかし、そういう指摘をするメンバーも含めて、個別財務諸表と連結財務諸表は同一の IFRS に準拠して作られていたほうが有用であり、個別・連結双方の財務諸表において、保証や株主への配当可能利益等の情報開示の充実が必要であるということが、本セッションの結論であった。

## 2. IAS 第 29 号ハイパーインフレーション経済における財務報告

### 【論点と背景】

IFRS では、ハイパーインフレーション経済の下にある場合には財務諸表の修正を作成者に義務付けている。実務上は、過去 3 年の累積インフレ率が 100%に近づく、またはそれを超える場合にのみ、IFRS における規定が問題になる。高インフレ率を経験していても、その閾値に近づかない限り、修正が求められていない。上記 100%というインフレ率に関する閾値が高すぎるために、引き下げるまたは削除すべきではないか、ということが、ブラジル等の高インフレ国の問題意識である。具体的には、ハイパーインフレであることを示す指標として、過去 3 年累積インフレ率の、100%という閾値を 26%に引き下げるべき（年率換算 26%を同 8%に）という提案がなされている。

今回の CMAC では、ハイパーインフレーションに関する閾値を引き下げるまたは削除するべきかに関して、メンバーの見解が求められた。この議案は 4 月の IASB ボード会議で取り上げる予定であるが、それに先んじて、財務諸表利用者の見解が欲しいということであった。

### 【CMACにおける議論】

ハイパーインフレ識別のための閾値の引き下げに反対するというのが、CMAC のほぼ総意であった。「年率 8%のインフレ率が 3 年間続くと言うのは多くの国々が直近 20 年で経験しており、比較的簡単にハイパーインフレ認定されてしまう。」「その都度 IAS 第 29 号を適用しては、判断の指標とする特定の物価指数の信頼性をかえって貶めてしまうことになりかねない。」「このような調整は、むしろ企業の経済実態を隠し、企業の財務健全性を分かりづらくする。」などの意見があった。

また、為替相場の管理を行っている国ではインフレの結果、直感に反する結果が生じることが

ある。この場合にも当該国の経済が大きな再調整を経験しており、その通貨が実質的に価値尺度として意味をなさない場合という極めて稀な場合を除いて、IAS 第 29 号を適用すべきではない、というのが CMAC の結論であった。

筆者は、「デフレに苦しむ日本の利用者にはなかなか事の深刻さが実感できないが、一般論として、100%の閾値は高すぎると思うし、原則主義の IFRS には馴染まない気がする。」と述べた。しかし、実際には閾値がないと、グレーゾーンの状況にある場合、財務諸表が企業ごとに修正されたり、されなかったり比較可能でなくなる恐れがある。「この問題は会計基準のテクニカルな側面以上に、ハイレベルな判断が必要になり、簡単に結論を出すべき問題ではないと思う。」との意見を述べた。

IASB スタッフは、4 月の IASB ボード会議で、本プロジェクトを続行するか、リサーチ・アジェンダから落とすかの結論を求める予定である。

### 3. 法人所得税

#### 【論点と背景】

IASB では法人所得税に関するサーベイを行った。それを踏まえて、リサーチプロジェクトにおける次のステップに関して議論した。

IAS 第 12 号は、長年にわたり、分かりづらく、実務上の問題点も多いと批判を浴びてきた。それを踏まえ、IASB スタッフは、法人所得税に関して、利害関係者のニーズをより良く把握するために調査を行っている。このリサーチの一貫として、CMAC メンバーに対して、投資家の意思決定に際しての法人税情報の利用実態、投資家から見た法人税に関する現行の情報開示上の問題点などについて意見が求められた。

#### 【CMAC における議論】

法人所得税に関する情報の利用実態としては、税金に係わる将来のキャッシュフローを予測したり、将来の支払い税金への影響を評価したりするために、繰延税金資産、実効税率、繰越欠損金などの情報が利用されていることが示された。

一方、法人所得税会計に対する不満としては、「税金に関する開示情報は有用ではあるものの、透明性に欠けており、ブラックボックスになっている。」「税効果会計は、利益平準化のメカニズムに他ならず、利益のボラティリティを隠すが、むしろ利益のボラティリティを知りたい。」などの声があった。

また、法人所得税に関する開示改善の方向性としては、「実効税率や法域毎の税制の差に起因する課税状況などに関して、より詳細な情報が必要である。」との声もあった。また、「将来の法人所得税に関する会社側予想の開示を求める。」声がある一方で、「将来の法人所得税は利用者自身が予想するので、むしろ原データが欲しい。」という声もあった。

また、繰延税金資産を割り引くべきか否か、という問いに関しては賛否が割れた。割引賛成派の論拠は、「他の資産・負債と同様に繰延税金資産もまた貨幣の時間価値の影響を受ける。」というものであった。一方、割引反対派は、「使用すべき割引率の決定が困難であり、割引によってかえって繰延税金資産の理解可能性が低下する。」という意見であった。

筆者は、元銀行アナリストの経験から、「日本の銀行はかつて非常に巨額の繰延税金資産と税務

上の繰越欠損金を計上しており、長らく税金を払っていなかった。新しい自己資本規制バーゼルⅢの下では繰延税金資産は、自己資本から控除されることになったが、それでも銀行のような規制業種では、自己資本の健全性やバリュエーションのために繰延税金資産の妥当性を評価する必要があり、より詳細な情報開示が必要である。」との意見を述べた。

IASB スタッフは、今後もより幅広い投資家層からインプットを得るためにアウトリーチを続け、CMAC での議論と合わせて、リサーチ・ペーパーに落とし込む予定である。

#### 4. 会計方針と見積もりの変更に伴う情報ニーズ

##### 【論点と背景】

開示イニシアチブの一環として、イタリア会計基準設定主体（OIC）を中心に、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」に関するレビューを進めている。IAS 第 8 号は、会計方針の変更と会計上の見積もりの変更を区別することを要件としている。会計方針の変更は、比較対象期間<sup>1</sup>に関して遡及修正するのに対して、会計上の見積もりの変更は遡及修正を行わず、当期の P/L のみ、または当期及び将来に向けて認識し、遡及修正を行わない。

こうした要件が、投資家が必要とする情報を生み出しているか、このような区別が有用または必要かという観点から、OIC は 2014 年 12 月サーベイを実施した。サーベイ結果は開示イニシアチブの一環として IASB に報告される。今回の CMAC では、この投資家サーベイ結果を踏まえて、会計方針の変更と会計上の見積もりの変更に関する投資家の情報ニーズを議論した。

また、IAS 第 8 号に係わる問題として、上記の規定が機能しないケースが頻発している。会計方針の変更については、実務上の負担の重さを理由に遡及修正が行われなかったり、IASB が新しいガイドラインを作る場合にも実務負担緩和のために、遡及修正要件の適用除外が認められることが多い。一方、会計上の会計方針の変更とすべきか、会計上の見積もりの変更とすべきか、その判別が困難なケースも増えている。

このような状況への対応として、「会計方針の変更」と「会計上の見積もりの変更」の区別に代えて、「測定に係わる変更」と「その他の事項に係わる変更」<sup>2</sup>を区別した上で、脚注による開示を強化するという代替案を OIC は提示して、CMAC の見解を求めた。

##### 【CMAC における議論】

CMAC における議論のポイントは以下の通り。

新しいガイダンスの発効に伴う強制的な会計方針の変更に関しては、「比較対象期間に関して遡及修正が必要。」という意見が大勢であった。しかし、「作成者にとって遡及修正が実務上困難であると判断される場合には、遡及修正の適用除外を認めるべきである。」ということもコンセンサスであった。また、「すべての比較情報を修正することが実務上困難である場合には、部分的遡及やキャッチアップ法による情報提供でも十分である。」という意見が大勢であった。

「測定に係わる変更」と「その他の事項に係わる変更」を区別するという OIC 提案については、反対意見が強かった。「会計方針の変更」と「会計上の見積もり」の区別は、ほとんどの投資家が理解しており、「測定の変更を将来に向けてのみ適用（only prospective application）することを

<sup>1</sup> 通常は B/S 2 期、P/L 1 期

<sup>2</sup> OIC は、測定に係わる変更以外のものとして、認識、分類、財務諸表上の表示と脚注開示に係わる変更を挙げている。

要件とするのは、企業が投資家に有用な情報を提供することをむしろ阻害する。」という見方が大勢であった。しかし、「測定の変更を遡及適用することは企業側の負担も重すぎる。」という意見もあった。

その他の意見としては、「安易な会計上の見積りの変更を抑制するために、見積りの変更のための閾値は非常に高いものとすべきである。」、「会計方針の変更は、四半期・半期報告書及び年度の財務報告書の双方に一貫した形で反映すべきである。」、「強制的な会計方針の変更が行われる場合には、全比較期間に亘る遡及修正要件を維持するために作成者に十分な準備期間を与えるべきである。」などがあった。

## 5. 開示イニシアチブ： IAS 第7号への修正「負債の開示に関する改善提案」

### 【論点と背景】

2014年12月にIASBより公表された公開草案「IAS第7号（『キャッシュフロー（CF）計算書』）の修正について議論された。元々、本提案は、英国の財務諸表利用者を中心に、EU各国においてIFRSの強制適用以前に、英国で開示が義務付けられていた「純債務調整表（net debt reconciliation）」の復活を求める声に対応したものである。しかし、IASBは「有利子負債（debt）」、「純債務（net debt）」を概念上定義することが困難なことを理由に、純債務調整表の代わりにCF計算書上の財務活動に係わる「負債調整表」の開示義務付けを提案している。

CMACでは、財務諸表の利用者が企業の債務を分析するにあたって、IASBが提案する今回の調整表の要件によって必要な情報が提供されるか、マネジメントが進んで負債を管理する仕方に従って補足情報を開示するようになるかが議論された。

また、本公開草案にIFRSタクソノミ更新提案を含めることの是非、IFRSタクソノミの開発にあたって投資家の関与を高めるための方策に関しても併せて議論された。

### 【CMACにおける議論】

IASBが提案する負債調整表が、投資家に対して有用な情報を提供するということは、ほぼCMACのコンセンサスであった。今回の提案と関連する情報開示として、「提案とは別途、親会社と子会社の負債残高内訳が開示されると望ましい。」との意見があった。一方、今回の負債の調整表案が、現行の負債の開示よりも、自己規律と透明性を向上されるかどうかという点に関しては、明確なコンセンサスが得られなかった。また、「格付機関の実務への影響が気になる。」という意見もあった<sup>3</sup>。

また、「現金及び現金同等物」の送金制限を開示要件とする提案については、その方向性を支持するということがコンセンサスであった。しかし、「この提案では、企業の流動性を理解する上での問題が完全に解決しないのではないか。」という意見もあった。そうした問題点を解決するために、「親会社が連結グループの保有する現金及び現金同等物を使用する能力<sup>4</sup>、現金の使用

<sup>3</sup> 格付機関の現行実務では、「年金」などキャッシュフロー（CF）計算書上は財務活動に含まれていない負債であっても、有利子負債と見なしている。今回のIASB提案は、CF計算書上資金調達活動に含まれるもの負債のみの調整表を要求している。そのため、一部の委員からは格付機関の実務に影響があるのではないかと、という意見があったが、筆者は今回の提案で格付機関の実務に影響を受けることはないと考えている。

<sup>4</sup> 究極の親会社（連結財務諸表の作成者）が、子会社・孫会社等の保有する現金・現金同等物をすぐに使用できる訳ではない。従って、究極の親会社が使用できるようになるまでの時間やコスト等の要因を考慮した開示にするべきであるという指摘がなされた。

制限の性質について開示すべきである。」という示唆がなされた。

筆者からは、CRUF (Corporate Reporting Users' Forum) 日本支部の意見として、「今回の IASB 提案が、CRUF の Five Quick Win の一つである『純債務調整表』開示提案への対応であることを評価する。定型化された開示よりマネジメント・ビューによる開示が、より有用であると考えている。期末の現金・現金同等物残高、負債について、親会社・子会社の別、地域別に表形式で追加開示を望む。」などを伝えた。

IAS 第7号の修正提案に対応する IFRS タクソノミ<sup>5</sup>の更新に関しては、支持する意見が大勢であった。しかし、IFRS タクソノミ開発に対する協力をいかに投資家から引き出すかという質問に対しては、難しいという意見が強かった。IFRS に準拠する財務諸表を XBRL ベースで当局に提出するかどうかは各国まちまちであり、その結果、データ・ベンダーや投資家が IFRS タクソノミを利用できる環境がグローバルに整っているとは言い難い。「各国が揃って IFRS タクソノミの利用を義務付けない限り、投資家が IFRS タクソノミ開発プロセスに積極的に参加するインセンティブがない。」というのが CMAC の見解であった。

## 6. 開示イニシアチブ： プロジェクト・アップデート

### 【論点と背景】

IASB では情報開示負担の軽減と開示内容の改善に向けて、「開示イニシアチブ」の名称の下に幾つかのプロジェクトを進めている。上記「負債調整表」に関する提案もその一環である。本セッションでは、特に「開示原則プロジェクト」が、現行の開示要件に対する投資家の懸念に対処しているか、重要な論点に漏れはないか、CMAC メンバーが最も関心のある論点は何かなどが議論された。

### 【CMAC における議論】

開示原則プロジェクトで扱われている論点は、投資家の懸念も含め、適切であるということが CMAC のコンセンサスであった。特に「重要性 (materiality)」の概念は特に投資家にとっても重要であり、「国際監査・保証基準審議会(International Audit and Assurance Standards Board, IAASB)と緊密な協議の上で、IASB は「重要性」の議論をリードしていくべきである。」との意見があった<sup>6</sup>。

また、基本財務諸表間の連携についても、「開示原則の中で取り扱われるべき。」との意見や、「将来の見込み情報は投機的側面もあるので、それをあまり織り込まない計数の開示のほうが望ましい。」とする意見もあった。

<sup>5</sup> 「タクソノミ」とは元来「分類法」とか「分類学」という意味であるが、「IFRS タクソノミ」とは、IFRS に準拠する財務諸表について開示すべき項目と定義を明確にし、体系を記したものである。財務諸表の情報をデータ化するために、各データに名称と定義を付与することをタグ付けという。そのタグが IASB で基準の改定とともに承認されることにより、IFRS に正しく準拠していることを示されなければならない。XBRL (eXtended Business Reporting Language) とは、財務諸表の情報を電子化するにあたっての事実上の標準となっているコンピュータ言語のことである。もともと IFRS タクソノミも XBRL の使用を前提としていたが、2013 年以降は特定の技術から独立させるべきということになり、その開発チームも「IFRS タクソノミ・チーム」と称している。

<sup>6</sup> 会計基準上の「重要性」と監査基準上の「重要性」とは、「言葉は同じで似た概念ではあるが、意味するところは完全に同じではない。」という指摘があった。

### Ⅲ. おわりに

今回は、リースやのれん、non-IFRS 情報などを議論した過去 1 年の CMAC に比べると、小粒のテーマが多かった。その中で、負債の調整表を求める IAS 第 7 号の修正提案は、珍しく財務諸表の利用者の要請から生まれた提案であり、利用者から国際的に幅広い支持が集まっている。日本からも CRUF 日本支部等を通じて積極的に意見発信する予定である。

一般に作成者、監査人など他の利害関係者に比べて、財務諸表の利用者の会計基準設定への関与は弱い。そのため IASB にとって、ユーザーからのインプットを得るのが大きな課題となっている。財務諸表利用者の IFRS 開発プロセスへのモメンタムを作るという意味で、今回の IAS 第 7 号修正提案は、IASB にとって試金石と言って良いプロジェクトであると思われる。コスト・ベネフィットの観点から、他の利害関係者の反対論が強い提案ではあるが、利用者にとって使い勝手の良い負債情報の開示が実現することを期待したい。

以 上

#### 【参考資料・文献】

1. EFRAG [2015], CMAC Agenda Paper 1: Separate Financial Statements—Cover note, February 2015
2. EFRAG [2015], CMAC Agenda Paper 1A: Separate Financial Statements—Discussion Paper, February 2015
3. EFRAG [2015], CMAC Agenda Paper 1B: Separate Financial Statements—Discussion Paper: Background, February 2015
4. IASB [2015], CMAC Agenda Paper 2: IAS 29 Financial Reporting in Hyperinflationary Economies, February 2015
5. IASB [2015], CMAC Agenda Paper 3: Accounting for income taxes—Is there a need for change? , February 2015
6. IASB [2015], CMAC Agenda Paper 3A: Income Tax—Case Study, February 2015
7. OIC [2015], CMAC Agenda Paper 4: Reporting Changes in Accounting Policies: Information needs of investors, February 2015
8. OIC [2015], CMAC Agenda Paper 4A: Review of IAS 8 Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors: Illustrative example: different ways to represent an accounting change, February 2015
9. IASB [2015], CMAC Agenda Paper 5: Exposure Draft Disclosure Initiative—Proposals to improve debt disclosures, February 2015
10. IASB [2015], CMAC Agenda Paper 6: Disclosure Initiative: project update, February 2015
11. IASB [2015], CMAC Agenda Paper 7: Follow up on issues discussed in the October 2014 CMAC meeting, February 2015